

第157期 中間決算公告

2022年12月29日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 大石 慶之

中間貸借対照表(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	268,995	預 金	1,714,952
有 価 証 券	353,989	譲 渡 性 預 金	125,400
貸 出 金	1,619,630	コ ー ル マ ネ ー	50,000
外 国 為 替	1,660	債券貸借取引受入担保金	1,975
そ の 他 資 産	16,933	借 用 金	260,700
そ の 他 の 資 産	16,933	外 国 為 替	65
有 形 固 定 資 産	26,091	そ の 他 負 債	8,741
無 形 固 定 資 産	2,836	未 払 法 人 税 等	225
前 払 年 金 費 用	3,110	そ の 他 の 負 債	8,515
繰 延 税 金 資 産	7,124	賞 与 引 当 金	396
支 払 承 諾 見 返	1,523	株 式 報 酬 引 当 金	19
貸 倒 引 当 金	△ 19,283	睡眠預金払戻損失引当金	479
		偶 発 損 失 引 当 金	1,283
		再評価に係る繰延税金負債	2,554
		支 払 承 諾	1,523
		負 債 の 部 合 計	2,168,093
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,300
		資 本 剰 余 金	24,600
		資 本 準 備 金	24,600
		利 益 剰 余 金	44,944
		利 益 準 備 金	1,904
		そ の 他 利 益 剰 余 金	43,040
		繰 越 利 益 剰 余 金	43,040
		株 主 資 本 合 計	107,844
		その他有価証券評価差額金	1,007
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,668
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,675
		純 資 産 の 部 合 計	114,519
資 産 の 部 合 計	2,282,612	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,282,612

中間損益計算書 (2022年4月 1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,325
資 金 運 用 収 益	11,765	
(うち貸出金利息)	(10,000)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,641)	
役 務 取 引 等 収 益	2,378	
そ の 他 業 務 収 益	501	
そ の 他 経 常 収 益	680	
経 常 費 用		10,476
資 金 調 達 費 用	103	
(うち預金利息)	(70)	
役 務 取 引 等 費 用	595	
そ の 他 業 務 費 用	327	
営 業 経 費	9,332	
そ の 他 経 常 費 用	117	
経 常 利 益		4,849
特 別 利 益		2
固 定 資 産 処 分 益	2	
特 別 損 失		150
固 定 資 産 処 分 損	83	
減 損 損 失	66	
税 引 前 中 間 純 利 益		4,701
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 252	
法 人 税 等 調 整 額	1,563	
法 人 税 等 合 計		1,311
中 間 純 利 益		3,390

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～47年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却することとしております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

①破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

③②以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

④上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、正常先及び要注意先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、当面の間影響は継続するものの徐々に収束に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

上記仮定につきましては、前事業年度末から変更ありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性のある負担金支払の見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。

7. グループ通算制度の適用

当行は、グループ通算制度を適用しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行)

当行は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取り扱い」(実務対応報告第 42 号、以下「実務対応報告第 42 号」という。)に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,010 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、担保に差し入れている有価証券は 97,116 百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,123 百万円
危険債権額	50,390 百万円
三月以上延滞債権額	108 百万円
貸出条件緩和債権額	10,632 百万円
合計額	78,255 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,604 百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	24 百万円
有価証券	351,768 百万円
その他の資産	22 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,766 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,975 百万円
借入金	260,700 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 2,700 百万円及びその他の資産 9,000 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 2,225 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、89,159 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが73,736 百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 13,951 百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,030 百万円であります。
10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は8.13%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益344 百万円及び株式等売却益94 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損52 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 子会社・子法人等株式 (2022 年 9 月 30 日現在)

子会社・子法人等株式で市場価格のあるものは該当ありません。

なお、市場価格のない子会社株式は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,010

2. その他有価証券 (2022 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,533	2,687	846
	債券	43,736	43,665	70
	国債	—	—	—
	地方債	16,342	16,307	35
	社債	27,393	27,358	35
	その他	50,864	47,092	3,771
	小計	98,134	93,445	4,689
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	22	23	△0
	債券	222,911	224,111	△1,200
	国債	1,974	1,993	△19
	地方債	107,191	107,879	△688
	社債	113,745	114,237	△492
	その他	30,447	32,484	△2,037
	小計	253,380	256,618	△3,237
合計		351,515	350,064	1,451

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	856
組合出資金	606

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当中間期において、減損処理したものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,470 百万円
退職給付引当金	913 百万円
有価証券償却	168 百万円
繰延資産償却	473 百万円
その他	2,499 百万円
繰延税金資産小計	9,525 百万円
評価性引当額	<u>△1,924 百万円</u>
繰延税金資産合計	7,600 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	444 百万円
その他	31 百万円
繰延税金負債合計	<u>476 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>7,124 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	647 円 48 銭
1株当たりの中間純利益金額	19 円 16 銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第157期 中間決算公告

2022年12月29日

東京都中央区日本橋3丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 大石 慶之

中間連結貸借対照表(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	268,996	預 金	1,713,827
有 価 証 券	352,978	譲 渡 性 預 金	125,400
貸 出 金	1,619,244	コールマネー及び売渡手形	50,000
外 国 為 替	1,660	債券貸借取引受入担保金	1,975
そ の 他 資 産	18,739	借 用 金	260,700
有 形 固 定 資 産	26,096	外 国 為 替	65
無 形 固 定 資 産	2,840	そ の 他 負 債	9,650
退職給付に係る資産	6,712	賞 与 引 当 金	405
繰 延 税 金 資 産	6,103	株 式 報 酬 引 当 金	19
支 払 承 諾 見 返	1,523	退職給付に係る負債	24
貸 倒 引 当 金	△ 19,769	睡眠預金払戻損失引当金	479
		偶 発 損 失 引 当 金	1,283
		再評価に係る繰延税金負債	2,554
		支 払 承 諾	1,523
		負 債 の 部 合 計	2,167,910
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,300
		資 本 剰 余 金	24,653
		利 益 剰 余 金	45,047
		株 主 資 本 合 計	108,000
		その他有価証券評価差額金	1,007
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,668
		退職給付に係る調整累計額	2,499
		その他の包括利益累計額合計	9,174
		非 支 配 株 主 持 分	41
		純 資 産 の 部 合 計	117,216
資 産 の 部 合 計	2,285,127	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,285,127

中間連結損益計算書 (2022年4月 1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,536
資 金 運 用 収 益	11,768	
(うち貸出金利息)	(10,003)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,641)	
役 務 取 引 等 収 益	2,562	
そ の 他 業 務 収 益	501	
そ の 他 経 常 収 益	703	
経 常 費 用		10,604
資 金 調 達 費 用	103	
(うち預金利息)	(70)	
役 務 取 引 等 費 用	594	
そ の 他 業 務 費 用	327	
営 業 経 費	9,462	
そ の 他 経 常 費 用	117	
経 常 利 益		4,931
特 別 利 益		2
固 定 資 産 処 分 益	2	
特 別 損 失		150
固 定 資 産 処 分 損	83	
減 損 損 失	66	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		4,783
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 249	
法 人 税 等 調 整 額	1,571	
法 人 税 等 合 計		1,322
中 間 純 利 益		3,461
非支配株主に帰属する中間純損失(△)		△ 5
親会社株主に帰属する中間純利益		3,466

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 3 社

東日本ビジネスサービス株式会社

東日本保証サービス株式会社

東日本銀ジェーシービーカード株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日

3 社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～47年

その他 2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却することとしております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

(1) 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

(2) 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

(3) (2) 以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

(4) 上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、正常先及び要注意先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、当面の間影響は継続するものの徐々に収束に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

上記仮定につきましては、前連結会計年度末から変更ありません。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性のある負担金支払の見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。

12. グループ通算制度の適用

当行及び一部の連結される子会社は、グループ通算制度を適用しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行)

当行及び一部の連結される子会社は、当中間連結会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取り扱い」(実務対応報告第 42 号、以下「実務対応報告第 42 号」という。)に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、担保に差し入れている有価証券は 97,116 百万円であります。

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,366 百万円
危険債権額	50,418 百万円
三月以上延滞債権額	108 百万円
貸出条件緩和債権額	10,632 百万円
合計額	78,525 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,604 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	24 百万円
有価証券	351,768 百万円
その他資産	22 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,766 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,975 百万円
借入金	260,700 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 2,700 百万円及びその他資産 9,000 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 2,225 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,081 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 73,153 百万円あります。

株式会社 東日本銀行

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,957 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,030 百万円であります。

9. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は 8.14%であります

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 371 百万円及び株式等売却益 94 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等売却損 52 百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益 612 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
その他有価証券(*1)	351,515	351,515	—
(2) 貸出金	1,619,244		
貸倒引当金(*2)	△19,287		
	1,599,956	1,592,228	△7,728
資産計	1,951,472	1,943,743	△7,728
(1) 預金	1,713,827	1,713,877	50
(2) 譲渡性預金	125,400	125,400	—
(3) 借入金	260,700	260,700	—
負債計	2,099,927	2,099,977	50
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5)	(5)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(5)	(5)	—

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託はありません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	856
組合出資金(*2)(*3)	606

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 非上場株式について減損処理は行っておりません。また、組合出資金について、22百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-16項を適用し、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券				
債券				
国債	1,974	—	—	1,974
地方債	—	123,533	—	123,533
社債	—	140,108	1,030	141,139
株式	3,215	341	—	3,556
その他（＊１）	—	79,311	2,000	81,311
資産計	5,189	343,295	3,030	351,515
デリバティブ取引（＊２）				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	△5	—	△5
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	△5	—	△5

（＊１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託はありません。

（＊２）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
貸出金	—	—	1,592,228	1,592,228
資産計	—	—	1,592,228	1,592,228
預金	—	1,713,877	—	1,713,877
譲渡性預金	—	125,400	—	125,400
借入金	—	260,700	—	260,700
負債計	—	2,099,977	—	2,099,977

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル 1 の時価に分類しております。債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっており、国債は主にレベル 1 の時価に、地方債及び社債（私募債を除く）は主にレベル 2 の時価に分類しております。

私募債は、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて算定しており、レベル 3 の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価額等によっており、主にレベル 2 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、主として、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間等が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

株式会社 東日本銀行

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金については、レベル3の時価に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、商品別、残存期間別にグルーピングした将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた割引現在価値により、時価を算定しております。なお、預入期間等が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

預金及び譲渡性預金については、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

借入金については、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.6%－6.9%	1.8%
		倒産時の損失率	20.0%－80.0%	22.9%

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（*1）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	911	—	△4	123	—	—	1,030	—
その他	—	—	0	2,000	—	—	2,000	—
資産計	911	—	△4	2,123	—	—	3,030	—
デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—	—	—	—	—

（*1）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、リスク管理部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めるとともに、算定された時価の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを反映できる適切な評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や自行推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生が見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占める割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. その他有価証券(2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,533	2,687	846
	債券	43,736	43,665	70
	国債	—	—	—
	地方債	16,342	16,307	35
	社債	27,393	27,358	35
	その他	50,864	47,092	3,771
	小計	98,134	93,445	4,689
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	22	23	△0
	債券	222,911	224,111	△1,200
	国債	1,974	1,993	△19
	地方債	107,191	107,879	△688
	社債	113,745	114,237	△492
	その他	30,447	32,484	△2,037
	小計	253,380	256,618	△3,237
合計		351,515	350,064	1,451

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当中間連結会計期間において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 662円49銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 19円60銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。